

防災管理点検報告に係る特例認定の事務処理要領

1 趣旨

この要領は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第36条第1項において準用する法第8条の2の3の規定に基づく特例を設けるべき防災管理対象物としての認定（以下「特例認定」という。）に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

2 用語の略称

この要領における法令の略称は、次のとおりとする。

- (1) 政令 消防法施行令（昭和36年政令第37号）をいう。
- (2) 省令 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）をいう。
- (3) 条例 函館市火災予防条例（昭和48年函館市条例第18号）をいう。

3 特例認定の主体

特例認定は、消防長または消防署長（以下「消防長等」という。）が行うものとする。

4 事務処理手順

事務処理手順については、別表のとおりとする。

5 申請等

- (1) 法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第2項に規定する申請は電子申請を除き、省令第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第2項および同条第4項の規定による書類（以下「申請書等」という。）を2部（正本および副本）提出させるものとする。
- (2) 消防長等は、申請書等が提出された場合において、次に掲げる内容を確認し、不備がないと認めるときは、これを受理し、防災管理点検報告特例認定申請受付処理簿（様式1。以下「処理簿」という。）に必要事項を記載するものとする。
ア 省令第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第2項に規定する申請書（イにおいて「申請書」という。）の

記載事項

イ 省令第51条の16第2項において準用する省令第4条の2の8第4項に規定する防災管理対象物の管理を開始した日を確認できる書類（不動産登記簿謄（抄）本（登記事項証明書），賃貸借契約書，営業許可証等）の写しの添付

(3) 消防長等は，申請書等に不備事項がある場合は，相当の期限を定めて当該申請の補正を求めるものとする。この場合において，補正期間は行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に規定する標準処理期間に含まれないものとする。

6 検査

(1) 消防長等は，申請書等を受理したときは，速やかに，申請のあつた防災管理対象物（以下「申請防災管理対象物」という。）の検査を実施するものとする。

(2) 申請防災管理対象物に対する検査は，法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第1項各号に基づく防災管理対象物点検報告特例認定検査表（様式2）のうち，申請防災管理対象物に適用のある項目について行うものとする。

(3) 検査の方法は，書類確認および現地調査とする。

7 認定または不認定の決定

消防長等は，検査の結果，申請防災管理対象物に適用のある項目全ての判断基準に適合するときは認定とし，これ以外は不認定とする。この場合において，不認定の決定に際して，検査中に判定基準に適合しない検査項目があったときは，検査を終了することができるものとする。

8 認定または不認定の通知

(1) 消防長等は，認定または不認定を決定したときは，遅滞なく法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第3項の規定に基づき，申請者に通知するものとし，処理簿に必要事項を記載するものとする。

(2) (1)の規定により認定とするときは，認定の効力が生ずる日等を明

示した認定通知書（様式3）とし、不認定とするときは、認定しない理由等を明示した不認定通知書（様式3）とするものとする。

(3) 消防長等は、通知書を交付するときは、消防本部または消防署で行うものとし、防災管理点検報告特例認定通知書交付簿（様式4）に必要事項を記載し、受領者に署名等を受けるものとする。なお、副本が提出されている場合は副本を返付するものとする。

9 認定通知書の亡失

(1) 認定を受けた防災管理対象物の管理について権原を有する者は、認定通知書を亡失または滅失等の理由により、消防長等から認定通知書による通知がなされたことの証明書を受けようとするときは、防災管理点検報告特例認定証明願（様式5。（2）において「証明願」という。）により申請するものとする。

(2) 消防長等は、証明願を受理したときは、認定通知書の交付状況を確認のうえ、防災管理点検報告特例認定証明書（様式6）を交付し、防災管理点検報告特例認定証明書交付簿（様式7）に必要事項を記載するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

樣式 1

防災管理点検報告特例認定申請受付処理簿

様式2

防災管理点検報告特例認定検査表

受付年月日		検査員 職・氏名	
所在地		名称	
用途		階層 延べ面積	

検査項目	判定基準	該当の有無		判定	
		年月日	適□	否□	年月日
管理開始日	申請者が、申請防災管理対象物の管理を開始した日から申請日において3年以上経過していること。				
命令の有無	申請日前の3年以内において法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項もしくは第4項、法第8条の2の5第3項または法第17条の4第1項もしくは第2項または法第36条第1項において準用する法第8条第3項もしくは第4項の規定に基づく命令（申請防災管理対象物の位置、構造、設備または管理の状況がこの法律もしくはこの法律に基づく命令またはその他の法律に違反している場合に限る。）を受けていないこと。	有□ 無□	適□ 否□		
命令事由の有無	法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項もしくは第4項、法第8条の2の5第3項または法第17条の4第1項もしくは第2項または法第36条第1項において準用する法第8条第3項もしくは第4項の規定に基づく命令（申請防火対象物の位置、構造、設備または管理の状況がこの法律もしくはこの法律に基づく命令またはその他の法律に違反している場合に限る。）を受けるべき事由が現にないこと。	有□ 無□	適□ 否□		
取消しの有無	申請日前の3年以内において法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しをされていないこと。	有□ 無□	適□ 否□		
取消し事由の有無	法第36条第1項において準用する法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しを受けるべき事由が現にないこと。	有□ 無□	適□ 否□		
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検および報告の実施※1	申請日前の3年以内において省令第51条の12第2項において準用する省令第4条の2の4第1項に規定する期間ごとに点検し、報告されていること。	有□ 無□	適□ 否□		
虚偽報告の有無	申請日前の3年以内において虚偽の報告をしていないこと。	有□ 無□	適□ 否□		
法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果	申請日前の3年以内において実施した法第36条第1項において準用する法第8条の2の2第1項による点検の結果が、同項の規定に基づく点検基準に適合していること。	有□ 無□	適□ 否□		
防災管理者選任（解任）届出書の有無	省令第51条の9の届出がされていること。	有□ 無□	適□ 否□		
防災管理に係る消防計画作成（変更）届出書の有無	省令第51条の8第1項の届出がされていること。	有□ 無□	適□ 否□		
自衛消防組織設置（変更）届出書の有無	政令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。	有□ 無□	適□ 否□		
防災管理業務の一部委託	防災管理業務の一部を委託している場合は、省令第51条の8第2項において準用する省令第3条第2項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	有□ 無□	適□ 否□		
管理権原を有する範囲	防災管理対象物の管理について権原が分かれている場合は、省令第51条の8第2項において準用する省令第3条第3項に定める事項が申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	有□ 無□	適□ 否□		
大規模地震対策特別措置法の指定	申請防災管理対象物が地震防災対策強化地域として指定された地域の防災管理対象物である場合は、省令第51条の8第2項において準用する省令第3条第4項に定める事項が、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められていること。	有□ 無□	適□ 否□		
防災管理に係る消防計画の実施	省令第51条の8第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	有□ 無□	適□ 否□		
自衛消防組織の業務の実施	政令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）にあっては、省令第51条の10第1項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	有□ 無□	適□ 否□		

共同自衛消防組織の決定	政令第4条の2の4に規定する防火対象物（同条第2号に掲げる防火対象物にあっては、同条第1号に規定する自衛消防組織設置防火対象物の用途に供される部分に限る。）のうち、政令第4条の2の5第2項の規定により、その管理についての権原を有する者が共同して自衛消防組織を置く場合にあっては、省令第51条の10第2項各号に定める事項のうち、申請防災管理対象物の防災管理に係る消防計画に定められている事項が定められたとおり適切に実施されていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
訓練の実施回数※2	避難の訓練を年1回以上実施していること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
訓練の事前通報の有無	避難の訓練の実施にあたり消防機関に通報していること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
統括防災管理者選任（解任）届出書の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、省令第51条の11の3において準用する省令第4条の2第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
全体についての消防計画作成（変更）届出の有無	防災管理対象物で管理について権原が分かれているものにあっては、省令第51条の11の2において準用される省令第4条第1項の届出がされていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否
避難上必要な施設等の維持管理	法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設および防火戸について、適切に管理されていること。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 否

項目	年　月　日			判　定	
※1　防災管理点検結果報告				<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
防災管理点検報告特例認定				<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否
※2　自衛消防訓練				<input type="checkbox"/> 適	<input type="checkbox"/> 否

様式3

(認定・不認定) 通知書

第 号
年 月 日

様

函館市消防長（ 消防署長）
印

消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第3項の規定により、 年 月 日付けをもって申請のあった下記の防災管理対象物に係る特例については、(認定する・認定しない)ことを決定したので通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
認定の効力が生じる日	年 月 日	
認 定 し な い 理 由		
特 記 事 項		

備 考

- 1 認定通知書の場合は認定の効力が生じる日を、不認定通知書の場合は認定しない理由を記載すること。
- 2 この用紙の大きさは、A4とすること。

樣式 4

防災管理点検報告特例認定通知書交付簿

様式4

防災管理点検報告特例認定証明願

年　月　日

函館市消防長（　　消防署長）様

住 所

申 請 者

氏 名

私が（所有・管理・占有）する下記の防災管理対象物またはその部分について、消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3第3項の規定に基づき、特例認定通知書の交付を受けていることを証明願います。

記

防 災 管 理 対 象 物	所 在 地	
	名 称	
	用 途	
	管理権原者	
特 例 認 定 申 請 日		
申 請 理 由		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備 考

- 1 この用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 ※欄は記入しないで下さい。

様式5

防災管理点検報告特例認定証明書

函 消

年 月 日

様

函館市消防長（ 消防署長）

印

下記のとおり通知したことを証明する。

記

1 防災管理対象物所在地

2 防災管理対象物名称

3 用 途

4 認定通知書交付番号

5 認定通知書交付年月日

年 月 日

6 認定の効力が生じる日

年 月 日

7 管理権原が分かれている場合の認定した範囲

備 考 この用紙の大きさは、A4とすること。

樣式 6

防災管理点検報告特例認定証明書交付簿

別表

事務処理手順および処理要領

事務処理手順	処理要領
<pre> graph TD A[特例認定申請] --> B[申請書等の受理 (消防本部または消防署)] B -- 不備無 --> C[検査 書類確認・現地調査] B -- 不備有 --> D[補正] C -- 認定要件適合 --> E[認定の決定] C -- 認定要件不適合 --> F[不認定の決定] E -- ※1 --> G[認定・不認定通知書作成 (消防本部または消防署)] F -- ※2 --> G G --> H[交付 (消防本部または消防署)] </pre>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 申請書の記載事項、添付書類を確認する。 ○ 不備等がある場合は、相当の期限（概ね7日間）を定めて当該申請の補正を求める。 ○ 検査は、書類確認と現地調査により実施する。 ○ 検査中に判定基準に適合しない検査項目があったときは、不認定とし、検査を終了することができる。 <p>※1 認定通知書に認定の効力が生じる日等必要事項を記載する。</p> <p>※2 不認定通知書に認定しない理由等必要事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 認定または不認定の通知は、通知書により行う。 ○ 通知書は原則として直接交付する。